

長岡市生ごみバイオガス化事業実施方針の公表について

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第5条第3項の規定に基づき、長岡市生ごみバイオガス化事業（以下「本事業」という。）の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）について公表する。

平成21年7月28日

長岡市長 森 民 夫

長岡市は、本事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI法に基づく事業（以下「PFI事業」という。）として実施することを予定している。

この実施方針は、PFI法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下「PFI事業者」という。）の選定を行うに当たって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号）、
「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成13年1月22日、その後の改定を含む。）等に則り、本事業の実施に関する方針として定め、ここに公表するものである。